

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）予算額 1,028,182 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,137,832	1,325,446	0	43,538	103,452	665,396
	高齢者福祉事業	224,700	1,783	0	35,567	25,209	162,141
	児童福祉事業	5,005,357	1,843,717	0	363,693	376,479	2,421,468
	母子福祉事業	48,245	22,876	0	2,310	3,103	19,956
	生活保護扶助事業	1,202,133	899,066	0	6,014	39,970	257,083
	その他	116,810	9,456	0	15,562	12,351	79,441
	小計	8,735,077	4,102,344	0	466,684	560,564	3,605,485
社会保険	国民健康保険事業	571,000	265,763	0	0	41,071	264,166
	介護保険事業	997,073	0	0	0	134,162	862,911
	後期高齢者医療事業	1,244,800	181,297	0	0	143,100	920,403
	小計	2,812,873	447,060	0	0	318,333	2,047,480
保健衛生	高齢者医療事業	241,780	93,844	0	30,000	15,869	102,067
	疾病予防事業	438,242	21,216	0	12,630	54,413	349,983
	健康増進事業	556,027	9,157	0	87,327	61,834	397,709
	母子保健事業	110,231	20,833	0	801	11,921	76,676
	診療所運営事業	62,301	0	0	23,301	5,248	33,752
	小計	1,408,581	145,050	0	154,059	149,285	960,187
合計	12,956,531	4,694,454	0	620,743	1,028,182	6,613,152	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。